

# 県職員数と給与の状況

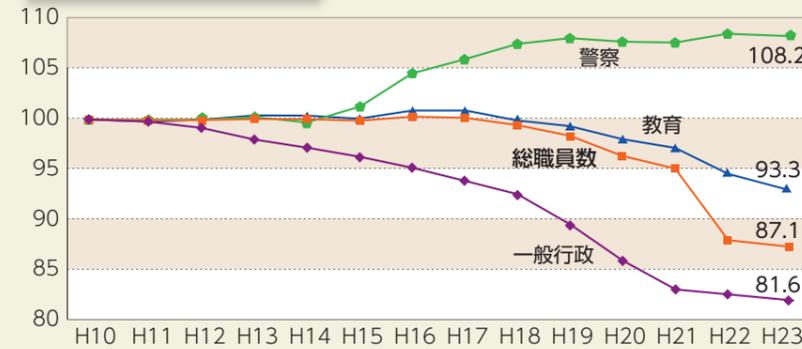
環境、福祉・医療、産業振興、基盤整備、教育、警察などさまざまな分野で働いている県職員の数と給与のあらましを紹介します。

## 職員数の状況

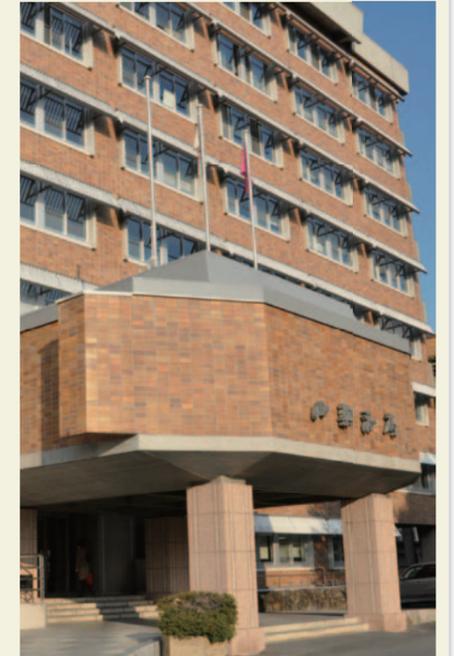
行政改革大綱に基づき、組織や事務・事業の見直しなどを行った結果、平成23年4月1日現在の総職員数は、前年比168人減の13,337人となっています。

## 職員数の推移

(H10を100とした場合)



※H23の公営企業部門は、H22の県立病院独立化に伴う職員減などにより11.4となります。



## 年度別部門別職員数

(各年4月1日現在)

(単位：人)

区分	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総職員数	15,319	15,302	15,299	15,317	15,271	15,262	15,366	15,339	15,166	14,991	14,746	14,548	13,505	13,337
一般行政	3,728	3,725	3,685	3,651	3,620	3,585	3,544	3,501	3,452	3,340	3,205	3,104	3,082	3,043
教育	8,863	8,815	8,867	8,901	8,877	8,859	8,945	8,943	8,796	8,749	8,650	8,559	8,389	8,267
警察	1,773	1,774	1,774	1,777	1,768	1,800	1,856	1,879	1,905	1,916	1,911	1,909	1,925	1,918
公営企業	955	988	973	988	1,006	1,018	1,021	1,016	1,013	986	980	976	109	109

## 給与決定のしくみ

職員の給与は、県内の民間企業の従業員の給与、生計費、国や他の都道府県の職員の給与などを調査・研究した結果に基づく人事委員会の報告と勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定められます。

## 給与などの内容

給与は、基本給としての給料と、扶養手当や通勤手当などの諸手当から成り立っていますが、これらは国家公務員の給与制度に準じています。

平成22年4月1日現在の一般行政職の給料は、国家公務員の水準を100とした場合、97.9となっており、47都道府県中33位となっています。

本県では、行財政改革を推進するため、給料の特例減額措置を知事などの特別職については平成16年1月から、全職員については平成21年4月から、それぞれ平成23年9月まで実施してきました。

現在、知事などの特別職および管理職については、新たな減額措置を平成23年10月から平成27年3月まで実施しています。また、県議会議員については、平成22年12月から平成24年11月まで減額措置を実施しています。

これらの措置により、平成24年1月1日時点における特別職の給料などの月額額は、知事1,125,000円、副知事892,800円、県議会議長864,500円、同副議長787,200円、同議員746,900円となっています。



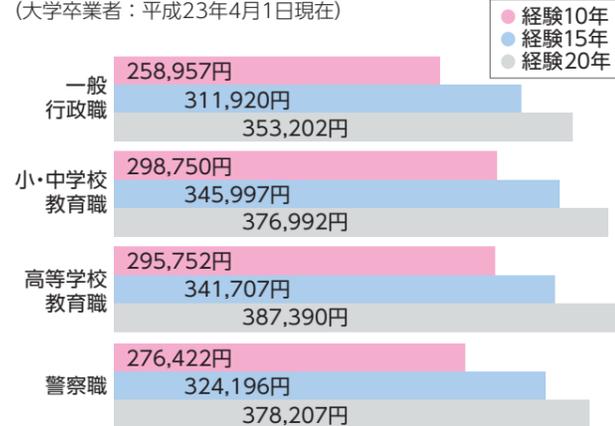
## 平均給料月額および平均年齢の状況

(平成23年4月1日現在)

一般行政職	平均年齢 43.1歳	335,699円
小・中学校教育職	平均年齢 44.8歳	374,717円
高等学校教育職	平均年齢 42.8歳	365,136円
警察職	平均年齢 39.5歳	322,177円

## 経験年数別平均給料月額の状況

(大学卒業者：平成23年4月1日現在)



## 初任給の状況

(平成23年4月1日現在)

一般行政職	大学卒	山梨県の職員	175,224円
		国家公務員Ⅰ種	185,800円
		国家公務員Ⅱ種	172,200円
高校卒	山梨県の職員	141,610円	
		国家公務員	140,100円
	小・中学校教育職	大学卒	山梨県の職員
	静岡県	199,700円	
	長野県	196,200円	
高等学校教育職	大学卒	山梨県の職員	195,706円
		静岡県	199,700円
		長野県	196,200円
警察職	大学卒	山梨県の職員	200,410円
		国家公務員	200,000円
	高校卒	山梨県の職員	168,560円
	国家公務員	158,100円	

※小・中学校教育職および高等学校教育職の初任給は、国家公務員には対象職員がないことから、近県において公表している初任給を掲載しました。

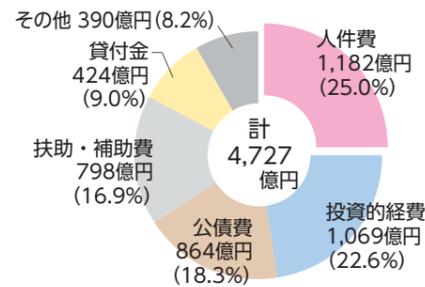
## 給与の種類と内容

(平成23年12月1日現在)

毎月決まって支給されるもの	給料：職種や職務に応じた給料表に定める額を支給
	扶養手当：配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族は、1人につき6,500円を支給
	住居手当：借家の場合、家賃が12,000円を超えるときに支給し家賃の額に応じ最高27,000円まで
特殊な職務や勤務に就いたとき実績に応じて支給されるもの	通勤手当：運賃55,000円までは全額を支給し、55,000円を超える部分は2分の1を加算。自動車等使用者は、通勤距離に応じ支給
	その他の手当：へき地手当（へき地に所在する小・中学校に勤務する教育職員に支給）など
	特殊勤務手当：危険・困難・不快・不健康な勤務に就いたときに支給
臨時に支給されるもの	時間外勤務手当：正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給
	その他の手当：宿日直手当（宿日直勤務を命ぜられたときに支給）など
	期末・勤勉手当：ボーナスに相当する手当として支給（年間3.95カ月）
	退職手当：退職したときに支給（勤務年数に応じ0.6～59.28カ月）

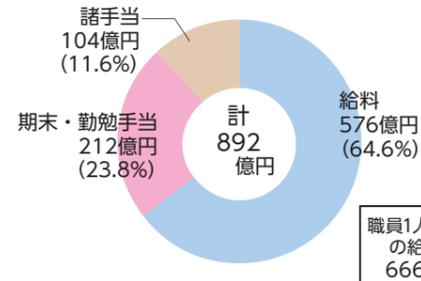
## 歳出に占める人件費の状況

(平成22年度普通会計決算)



## 給与費の状況

(平成23年度普通会計予算)



(注) 諸手当には退職手当は含まれません。

職員1人当たりの給与費  
666万円